

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業

入札説明書

平成 29 年 4 月 11 日

生駒市教育委員会

目 次

I 事業概要	1
1 事業名称	1
2 公共施設の管理者.....	1
3 本事業の目的	1
4 本事業の基本理念.....	1
5 事業の内容	2
II 入札参加者に関する条件	5
1 入札参加者の構成.....	5
2 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	6
III 事業者の募集及び選定に関する事項	10
1 募集及び選定方法.....	10
2 募集及び選定スケジュール.....	10
IV 入札に関する事項	11
1 入札手続き	11
2 入札参加に関する留意事項.....	13
3 入札予定価格	15
V 落札者の決定	16
1 落札者の決定	16
2 審査結果の通知	16
3 審査結果等の公表.....	16
VI 提案に関する条件	17
1 立地条件等	17
2 事業者が行う業務.....	18
3 入札時算定用年間給食提供食数.....	18
4 業務の委託	18
5 事業者の収入	19
6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視.....	19
7 保険	19
8 市と事業者の責任分担.....	19
9 財務書類の提出	20
VII 契約に関する事項	21
1 契約手続き	21
2 事業契約の概要	21
3 契約金額	21
4 契約の保証	21
5 S P C の設立	21

6	事業者の事業契約上の地位.....	21
7	融資金融機関との協議.....	22
Ⅷ	入札書類.....	23
1	参加資格審査書類.....	23
2	第一次審査書類.....	23
3	その他関係書類.....	23
4	第二次審査書類.....	23
Ⅸ	その他.....	26
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	26
2	事業の継続が困難となった場合における措置.....	26
3	情報公開及び情報提供.....	26
4	入札手続きに関する問い合わせ.....	26

様式－1 入札説明書等に関する説明会参加申込書

様式－2 入札説明書等に関する質問書

この入札説明書は、生駒市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「P F I 法」という。）に基づき特定事業として選定した（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

入札参加者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

I 事業概要

1 事業名称

（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業

2 公共施設の管理者

生駒市長 小紫 雅史

3 本事業の目的

市の現学校給食センターは老朽化が進み、さらに「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式の導入や、作業区域の区分等に対応するため、新たな学校給食施設の早急な整備が求められているところである。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」を実現するため、市は、小学校給食センターと中学校給食センターに分割して新しい生駒市学校給食センターの整備を行うこととし、まず最初に小学校給食センターとして（仮称）生駒北学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備する。

なお、本施設の整備方法は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、民間と行政のパートナーシップのもとで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、P F I 法に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者に委ねることとする。

施設整備では、食の安全管理や衛生管理に特に留意し、効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設とし、長期に亘って安全でおいしい給食を提供するとともに、良好な施設の維持管理等、給食の質の確保と整備運営コストの縮減を図ることとする。

4 本事業の基本理念

本事業は、P F I 法に基づき、P F I 事業者（以下「事業者」という。）が本施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

- ・ 食品衛生上の技術的水準を高めるための、ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入すること。

- ・ 調理給食数を最大 8,000 食/日とすること。
- ・ HACCP の概念を取り入れた衛生管理への対応を図ること。
- ・ アレルギー等をもつ児童への個別対応など、多様なニーズに対応できるシステムを構築すること。
- ・ 地産地消の推進による、地元食材の活用を図ること。
- ・ 施設の防音・防臭を考慮し、近隣との共生を図ること。
- ・ 省エネルギー化に努めること。
- ・ 生ごみの減量化及び再資源化への対応を図ること。
- ・ 民間事業者のノウハウを活かした効率的な設計・建設・維持管理・運営を行うこと。

5 事業の内容

(1) 施設概要

本事業で整備する（仮称）生駒北学校給食センター（以下「給食センター」という。）の概要は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

- ・ 事業用地：生駒市高山町 12595 番地他
- ・ 敷地面積：約 9,300 m²
- ・ 調理能力：最大 8,000 食/日（アレルギー対応食を含む。）

(2) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が本施設の設計及び建設を行い、市に本施設の所有権を移転した後、維持管理・運營業務を行う方式（BTO: Build-Transfer-Operate）により実施する。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 46 年 7 月 31 日までとする。

(4) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

① 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 建設業務
- エ 工事監理業務
- オ 調理設備調達業務
- カ 調理備品調達業務
- キ 食器・食缶調達業務
- ク 事務備品調達業務
- ケ 近隣対応・周辺対策業務
- コ 設計及び建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- サ 引き渡し業務
- シ その他必要な関連業務

② 開業準備業務

③ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構等保守管理業務
- エ 調理設備等保守管理業務
- オ 清掃業務
- カ 警備業務
- キ 長期修繕計画作成業務
- ク その他必要な関連業務

④ 運營業務

- ア 食材検収補助業務
 - イ 調理業務（アレルギー対応食を含む。）
 - ウ 配送・回送業務
 - エ 洗浄等業務
 - オ 残渣等処理業務
 - カ 運営備品等更新業務
 - キ 配送車両調達・維持管理業務
 - ク 食育支援業務
 - ケ 災害時の地域貢献
 - コ その他必要な関連業務
- ※各業務に付随する衛生管理を含む

⑤ 市が行う業務

本事業のうち市が実施するものは、以下のとおりである。

- ア 食材調達業務
- イ 食材検収業務
- ウ 献立作成業務
- エ 栄養管理業務
- オ 給食費の徴収管理
- カ 食数調整
- キ 配膳業務
- ク 広報業務（見学者対応を含む。）
- ケ 食に関する指導業務

(5) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 事業契約の締結 平成29年12月下旬

○事業期間	事業契約締結日～平成 46 年 7 月 31 日
・ 施設整備期間	事業契約締結日～平成 31 年 6 月 30 日
・ 開業準備期間	平成 31 年 7 月初旬～平成 31 年 8 月 31 日
・ 供用開始日	平成 31 年 9 月 1 日
・ 維持管理・運営期間	平成 31 年 9 月 1 日～平成 46 年 7 月 31 日

II 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、構成員以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の 50%未満とする。

構成員	入札参加者を構成する法人で、SPCに出資を行う法人
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、SPCには出資を行わない法人

(2) 構成員等の明示等

入札参加者は、入札参加資格審査書類の提出時において、全ての構成員及び協力企業を明示しなければならない。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる 1 法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者であり、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）

(4) 複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設工事・調理業務（以下「特定業務等」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、前 2 段の条件に抵触しない限り、入札参加者の協力企業が、他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、2（3）の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

（１）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 直近 2 年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 直近 2 年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申し立てをしている者ではないこと。
- ⑥ 公告日から落札者決定までの間に、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく入札参加停止を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当している者、又は措置要領別表第 3 に該当する者でないこと。
- ⑦ 本事業に関連するアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・株式会社 日建設計総合研究所
 - ・日建設計コンストラクション・マネジメント 株式会社
 - ・関西法律特許事務所
 - ・北摂鑑定事務所
- ⑧ 事業者選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計業務等の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設工事にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

① 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所登録を受けた者であること。

イ 生駒市に平成29年度有効な測量・建設コンサルタント等に関する一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出している者。

ウ ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は民間調理施設の実施設計を完了した実績を有していること。

エ 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（入札公告日から過去10年間において竣工したものに限り。）の実施設計を完了した実績を有していること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けた者であること。

イ 生駒市に平成29年度有効な測量・建設コンサルタント等に関する一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出している者。

ウ ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の工事監理実績を有すること。

エ 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（入札公告日から過去10年間において竣工したものに限り。）の工事監理実績を有していること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 生駒市に平成 29 年度有効な建設工事に関する一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、建築一式工事を希望業種としている者で、かつ、本市の平成 29 年度資格審査申請時に提出した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、建築一式工事の総合評定値（P）が 1,350 点以上ある者。
- ウ 入札公告日から過去 10 年間に於いて竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の施工実績を有すること。

④ 調理業務を行う者

調理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の調理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。なお、エに該当する場合でも、その原因が調理企業にない旨を書面で提出し、市が認めた場合に限り参加資格を有するものとする。

- ア 平成 29 年度において市の物品・委託業務の競争入札参加の資格を有していること。
- イ ドライシステムの学校給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアルの適用施設（ドライシステムで 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設）の運営実績を有すること。
- ウ 平成 21 年 4 月以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- エ 平成 21 年 4 月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は営業停止の処分を受けていないこと。

⑤ 維持管理業務を行う者

平成 29 年度において市の物品・委託業務の競争入札参加資格を有していること。

（3）参加資格の喪失

入札参加者が、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募法人」という。）のうち、1 ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を市に申請し、提案審査書類の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

② 提出審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「提案書の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成 29 年 4 月 11 日	入札公告及び入札説明書等の公表
平成 29 年 4 月 18 日	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成 29 年 4 月 21 日	入札説明書等に関する質問受付締切
平成 29 年 5 月 12 日	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成 29 年 5 月 22 日	入札参加資格審査書類の受付締切
平成 29 年 5 月 26 日	入札参加資格審査結果の通知
平成 29 年 7 月 21 日	入札及び提案書の受付締切
平成 29 年 8 月 29 日	提案書に関する事業者ヒアリング
平成 29 年 9 月 中旬	落札者の決定及び公表
平成 29 年 10 月上旬	落札者との基本協定締結
平成 29 年 11 月上旬	仮契約締結
平成 29 年 12 月下旬	事業契約締結

IV 入札に関する事項

1 入札手続き

(1) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会と現地見学会を、以下のとおり開催する。

① 開催日時

説明会	平成 29 年 4 月 18 日 (火) 午後 1 時 30 分～
現地見学会	平成 29 年 4 月 18 日 (火) 午後 3 時～

② 開催場所

説明会	生駒市役所 4 階大会議室
現地見学会	事業予定地 (現地集合)

※現地見学会参加に伴う説明会会場から事業予定地への移動について

- ・市が手配する説明会会場と事業予定地を往復するバス (28 人乗り) を利用可能である。
なお、当該バスについては申込順に利用可能なものとし、定員を超えた場合、その旨を市より通知し、事業者において適宜交通手段を確保する。
- ・車での移動を希望する場合は、事業用地の駐車場を利用可能 (10 台まで) であり、申込順に駐車を認める。なお、収容台数を超える申込みがあった場合は、その旨を市より通知し、事業者において適宜近隣駐車場を確保する。

③ 申込方法

平成 29 年 4 月 12 日 (水) 午後 5 時までに (様式-1) に必要事項を記載の上、電子メールにて送付すること。

④ 備考

説明会で資料の配布は行なわない。

(2) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成 29 年 4 月 21 日 (金) 午後 5 時まで

② 提出先

生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センター

③ 提出方法

入札説明書等に関する質問書 (様式-2) に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(3) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答を平成 29 年 5 月 12 日（金）までに市ホームページにおいて公表する。

(4) 参加資格審査書類、第一次審査書類の受付

入札参加者は、参加資格審査書類及び第一次審査書類（「Ⅷ入札書類」を参照）を以下のとおり提出しなければならない。

① 受付期限

平成 29 年 5 月 22 日（月）午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

② 提出先

生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センター

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果を平成 29 年 5 月 26 日（金）までに代表企業に対して通知する。

(6) 入札参加資格がないと認められた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により市に説明を求めることができる。

① 受付期限

平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

② 提出先

生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センター

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

(7) 入札参加資格がないと認められた理由の回答

市は、上記(5)に係る回答を平成 29 年 6 月 7 日（水）までに代表企業に対して行う。

(8) 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届（様式 3-1）を生駒市教育委員会生駒市立学校給食センターに提出すること。

(9) 入札（第二次審査書類の受付）

入札参加者は、第二次審査書類（「Ⅷ入札書類」を参照）を以下のとおり提出しなければならない。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

① 入札日時

平成 29 年 7 月 21 日（金）午後 5 時

② 入札場所

生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センター

③ 入札参加者

原則として、代表企業とする。ただし、「委任状（代表企業用）」（様式 1－9）を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

④ 提出方法

持参により提出すること。

(10) ヒアリング等

市は、入札参加者に対し、平成 29 年 8 月 29 日に提案書（「Ⅷ入札書類」に示す提案書 I からⅧをいう。以下同じ）の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等を必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議の上で、提案書の全部又は一部を使用でき

るものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 入札書類の取扱い

提出された入札書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(10) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- ② 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- ④ 入札書に必要な記名押印のないもの。
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの。
- ⑥ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの。
- ⑦ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの。

⑧ その他入札に関する条件に違反したもの。

(11) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 入札予定価格

本事業の予定価格は、7,207,290千円（消費税及び地方消費税を除く。）を超えないこと。

V 落札者の決定

1 落札者の決定

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、落札者決定基準において示す。

- (1) 落札者の決定方法は、一般競争入札（総合評価落式）とする。
- (2) 審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。具体的な審査の方法及び評価基準は落札者決定基準に示す。
- (3) 入札参加資格審査は、入札参加者の参加資格について、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき実施する。
- (4) 提案審査は、入札参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査を実施する。
- (5) 基礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が審査を行い、最優秀提案を選定する。
- (6) 市は、事業者選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。
- (7) 暴力団排除に係る警察への照会について
落札者には、契約締結までの間に暴力団排除に係る生駒警察署への照会を行います。落札者決定後、暴力団排除に係る誓約書及び役員等一覧表を速やかに生駒市立学校給食センターまで提出してください。

2 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して文書にて通知する。

3 審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市のホームページにおいて公表する。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

事業用地	生駒市高山町12595番地他
敷地面積	約9,300㎡
用途地域等	市街化調整区域
建ぺい率	70%
容積率	400%
調理能力	最大8,000食/日（アレルギー対応食を含む。） ※配送校数は、供用開始時点で小学校12校とする。
献立方式等	小学校給食：2献立制 主菜の揚げ物調理と焼き物調理をそれぞれ、1日4,000食以下になるように調整する。 ア 副食3品を基本とする。 イ 希望者には、アレルギー対応食を提供する。 ウ アレルギー対応食は、除去食を基本とし、特定原材料7品目のうち、卵・乳・エビ・カニを対象とする。
施設形態	ア 1場1棟とする。 イ 給食エリアは、1階配置を基本とし、ドライシステムを採用する。 ウ アレルギー対応食専用の調理室を設置する（160食程度対応）。 エ 炊飯設備は設けない。
食器・食缶等	ア 食器は、PEN樹脂製とし、献立により3種類使用する。 イ 食缶は、65℃以上又は10℃以下を保持できる機能を有する高性能断熱食缶とする。
洗浄・消毒・保管	食器及び食缶等の洗浄・消毒・保管にあたっては、作業の合理化・効率化の観点を踏まえるものとする。
配送方式等	ア 配送方式は、食器食缶分離配送方式を基本とする。 イ 調理済食品は、配缶後2時間以内に児童が喫食できるよう配送する。

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、I 5（4）業務の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

3 入札時算定用年間給食提供食数

入札価格の算定にあたっては、年間提供日数及び1日当たりの食数は以下のとおりとする。

年度	年間提供日数	1日当たり食数	
		小学校	うち、アレルギー対応
平成 31 年度	121	7,486	160
平成 32 年度	187	7,406	158
平成 33 年度	187	7,274	155
平成 34 年度	187	7,144	153
平成 35 年度	187	7,012	150
平成 36 年度	187	6,883	147
平成 37 年度	187	6,751	144
平成 38 年度	187	6,613	141
平成 39 年度	187	6,475	138
平成 40 年度	187	6,336	135
平成 41 年度	187	6,199	132
平成 42 年度	187	6,062	130
平成 43 年度	187	5,983	128
平成 44 年度	187	5,903	126
平成 45 年度	187	5,824	124
平成 46 年度	66	5,744	123

4 業務の委託

事業者は、入札書類に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

5 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則としては、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

なお、詳細については、事業契約書（案）において定める。

ア 本施設の設計及び建設に係るもの

市は、本施設の設計及び建設に係る費用のうち、事業者に対して、事業契約書に基づく額を建設一時金として支払う。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス購入料として割賦方式により支払う。

イ 維持管理及び運営に係るもの

市は、維持管理・運営期間中、本施設の維持管理及び運営に係る対価を、サービス購入料として、物価変動を勘案して定める額を事業者に支払う。なお、サービス購入料は、物価変動に基づき、見直しを行う。

6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

7 保険

事業契約書（案）を参照すること。

8 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当する

との考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で提案すること。

9 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

Ⅶ 契約に関する事項

1 契約手続き

- (1) 落札者と市は、契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、基本協定書に基づき事業契約手続きを行う。
- (2) 落札者は本事業を実施するためのS P Cを設立し、市はS P Cと仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が平成 29 年生駒市議会 12 月定例会の議決をもって本契約となる。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

5 S P Cの設立

- (1) 落札者となった入札参加者は、事業契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社としてS P Cを設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、S P Cは生駒市内に設立するものとする。
- (2) S P Cは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 構成員は、事業契約が終了するまでの間、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

6 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。なお、構成員等が保有するS P Cの株式については、市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

7 融資金融機関との協議

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関」という。）と直接協議を行い、契約を締結する可能性があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- (1) 市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- (2) 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- (3) 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

VIII 入札書類

入札参加者が市に提出する入札書類は以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

1 参加資格審査書類

様式	
1	参加表明書（様式1-1）
2	資格審査申請書（様式1-2）
3	設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-3）
4	工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-4）
5	建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-5）
6	調理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-6）
7	入札参加者構成表及び役割分担表（様式1-7）
8	委任状（構成員→代表企業）（様式1-8）
9	委任状（代表企業用）（様式1-9）
10	会社概要書
11	決算報告書
12	商業登記簿謄本
13	消費税及び地方消費税の納税証明書
14	生駒市税の納税証明書

2 第一次審査書類

様式	
1	第一次審査書類提出書（様式2-1）
2	調理業務を行う者の食品衛生法に基づく処分状況に関する書類（様式2-2）

3 その他関係書類

様式	
1	入札辞退届（様式3-1）
2	構成員等変更承諾願（様式3-2）

4 第二次審査書類

様式	
入札に関する 提出書類	第二次審査書類提出書（様式A-1）
	入札参加者構成表（様式A-2）
	入札書（様式A-3）
	要求水準に関する確認書（様式A-4）

提案書Ⅰ (事業計画提案書)	事業実施体制(様式B-1)
	資金調達計画に関する提案(様式B-2)
	事業収支計画に関する提案(様式B-3)
	事業継続に関する提案(様式B-4)
	リスク管理の考え方(様式B-5)
	地域社会、地域経済への貢献に関する提案(様式B-6)
提案書Ⅱ (施設整備提案書)	全体計画の概要に関する提案(様式C-1)
	施設計画の概要(様式C-2)
	安全性・防災性に関する提案(様式C-3)
	給食エリアのゾーニング及び配置計画に関する提案(様式C-4)
	全体動線計画に関する提案(様式C-5)
	各室の環境衛生・快適性に関する提案(様式C-6)
	ユニバーサルデザインへの配慮に関する提案(様式C-7)
	調理設備の性能に関する提案(様式C-8)
	経済性に関する提案(様式C-9)
	環境性に関する提案(様式C-10)
	施工計画に関する提案(様式C-11)
	施設整備に関する体制及びモニタリングに関する提案(様式C-12)
提案書Ⅲ (維持管理提案書)	維持管理業務体制に関する提案(様式D-1)
	維持管理業務内容に関する提案(様式D-2)
	修繕計画に関する提案(様式D-3)
提案書Ⅳ (運営提案書)	調理体制に関する提案(様式E-1)
	調理業務に関する提案(様式E-2)
	開業準備業務に関する提案(様式E-3)
	衛生管理業務に関する提案(様式E-4)
	配送業務に関する提案(様式E-5)
	アレルギー対応食の提供に関する提案(様式E-6)
	事故の未然防止・再発防止、緊急時の対応に関する提案(様式E-7)
	運営支援に関する提案(様式E-8)
	働きやすい職場環境づくりに関する提案(様式E-9)

提案書 V (計画図面等提案書)	面積表 (様式 F-1)
	仕上表 (外部及び内部) (様式 F-2)
	配置計画図 (縮尺 1/500) (様式 F-3)
	平面図 (各階) (縮尺 1/300) (様式 F-4)
	立面図 (2 面以上) (縮尺 1/300) (様式 F-5)
	断面図 (2 面以上) (縮尺 1/300) (様式 F-6)
	イメージスケッチ (外観及び内観) (様式 F-7)
	構造計画概要 (様式 F-8)
	建築設備計画概要 (機械・電気) (様式 F-9)
	調理設備計画概要 (様式 F-10)
	備品リスト (様式 F-11)
	調理作業工程表・作業動線図 (様式 F-12)
	提案書 VI (事業収支等提案書)
資金調達計画書 (様式 G-2)	
市の支払う対価 (年度別) (様式 G-3-1)	
市の支払う対価 (四半期別) (様式 G-3-2)	
資金収支計画表 (様式 G-4)	
損益計算書・消費税等計算書 (様式 G-5)	
提案書 VII (提案価格等提案書)	初期投資費見積書 (様式 H-1)
	開業準備費見積書 (様式 H-2)
	維持管理費見積書 (年次計画表) (様式 H-3)
	維持管理費見積書 (内訳表) (様式 H-4)
	修繕・更新年次計画表 (様式 H-5)
	修繕・更新費見積書 (内訳表) (様式 H-6)
	運営費見積書 (年次計画表) (様式 H-7)
	運営費見積書 (内訳表) (様式 H-8)
	固定料金・変動料金の考え方 (様式 H-9)
提案書 VIII (事業スケジュール)	事業スケジュール (様式 I-1)

Ⅸ その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産（一部は民地（借地））であり、市はこれを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 事業者は、市が国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受ける場合、交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行う。なお、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 事業の継続に関する基本的考え方

落札者となった入札参加者においては、SPCの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については事業契約書に定める。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4 入札手続きに関する問い合わせ

場 所 生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センター

住 所 〒630-0201

生駒市小明町 1787 番 28 号

電 話 0743-73-3141

F A X 0743-74-6168

E-mail school_lunch@city.ikoma.lg.jp

生駒市ホームページアドレス <http://www.city.ikoma.lg.jp/>